

入札説明書

大判カラー複合機の借入に係る条件付き一般競争入札については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項等

- (1) 契約の目的
大判カラー複合機の賃貸借契約(1月当たりの単価契約)
- (2) 物品の仕様
別紙「機器仕様書」のとおり
- (3) 納入場所
秋田県平鹿地域振興局建設部
(秋田県横手市旭川一丁目3番41号 秋田県平鹿地域振興局庁舎2階)
- (4) 賃貸借の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- (5) 当該入札の落札者との間で締結する契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3及び長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成18年秋田県条例第9号)に基づく長期継続契約であるため、秋田県は当該契約を締結した日に属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、当該契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、(4)の期間にかかわらず、この契約を解除又は変更(賃貸借期間の短縮)することがある。この場合において契約の相手方は、契約の解除又は変更により生じた損害の賠償を秋田県に対し請求することができない。

2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (3) 秋田県暴力団排除条例第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (4) 秋田県税に滞納がない者であること。
- (5) 秋田県内に本社又は営業所等を有していること。
- (6) 入札参加資格確認申請書の提出日から入札日の間において、県からの受注業務に関し、指名停止等の措置を受けていないこと。

3 入札参加資格確認申請書の提出等

入札に参加しようとする者は、次により入札参加資格確認申請書等の書類を提出しなければならない。

- (1) 提出書類
 - ア 入札参加資格確認申請書
 - イ 秋田県税に滞納がないことを証する書面の写し(申請する日から3ヶ月以内に証明さ

れたものに限る。)

ウ 秋田県内に本社又は営業所等を有していることを確認できる書類

エ 納入物品明細書(様式1)

(2) 提出期間

令和8年3月13日(金)から令和8年3月19日(木)まで。ただし、秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1項第1号に規定する県の休日を除く。(以下「休日」という。)

(3) 提出時間

午前9時から午後5時まで

(4) 提出場所

郵便番号 013 - 8502 秋田県横手市旭川一丁目3番41号
秋田県平鹿地域振興局総務企画部総務経理課総務経理チーム
(電話番号 0182 - 32 - 1164)

(5) 提出部数 各1部

(6) 郵便による場合は、書留にて令和8年3月19日(木)午後5時までに(4)に定める場所に必ず到着させること。

(7) 提出された入札参加資格確認申請書及び納入物品明細書の確認結果については、令和8年3月24日(火)までに申請者に対して書面により通知する。

(8) (7)において、入札参加資格を有しないと通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日(休日を除く。)以内に、秋田県平鹿地域振興局長に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。

(9) (7)において、納入物品明細書が仕様不適合と通知を受けた者は、通知で指定された日まで納入物品を変更することができる。

(10) 申請に虚偽があった場合は、参加資格を取り消す。

4 入札書の提出方法等

(1) 入札は原則として入札者又はその代理人が行うものとする。

なお、代理人が入札を行う場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。

(2) 入札者又はその代理人が開札場所に入場しようとするときは、入札執行職員が身分証明書等を確認することがある。

(3) 入札書は封筒に入れ、提出すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

令和8年3月25日(水) 午前9時30分

秋田県横手市旭川一丁目3番41号 秋田県平鹿地域振興局庁舎1階 第1会議室

6 入札及び開札の方法等

(1) 入札及び開札は、入札者又はその代理人が立ち会いのうえ行うものとする。

(2) 開札に立ち会う場所に持参するもの

ア 開札に立ち会う者の身分証明書(運転免許証等)

イ 再度の入札に使用する印鑑

ウ 委任状(代表者から入札等に関する委任を受けた者に限る。)

7 入札執行回数等

- (1) 入札執行回数は、3回までとする。
- (2) 当該入札への参加者が1者であった場合でも、入札を執行するものとする。

8 落札者の決定方法等

- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が最も低い者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれにかわってくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。
- (4) 7(1)で定める入札執行回数を行ってもなお、落札者のない場合は入札手続きをやり直すか、又は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、入札価格の低い者を対象者として、随意契約の交渉を行うことがある。
- (5) 12に定める事項に該当した者は、再度入札に参加することができない。

9 入札書に記載する金額等

納入物品の1月当たりの賃貸借料金を契約単価とするため、1月当たりの単価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 入札保証金

(1) 入札保証金の納付

入札者は、契約希望額(月単価)に60(賃貸借期間の月数)を乗じて得た額の100分の5以上の金額の入札保証金を入札までに納付しなければならない。

ただし、入札保証金の納付は、銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便貯金銀行の発行する振替払出証書、郵便貯金銀行の発行する為替証書の担保の提供をもって代えることができる。

(2) 入札保証金の納付を免除される者

ア 次の(ア)又は(イ)の書類を入札日の2日前までに提出し、審査の結果、免除と認められた者

(ア) 県を被保険者とする入札保証保険契約証書

(イ) 過去2年の間に国又は地方公共団体と当該入札案件と種類をほぼ同じくし、1件の契約金額が当該入札価格の5割を超える2件以上の「契約書」（写し可）及び「履行を確認できる書類」（支払通知書等の写し）

イ 審査資料等提出場所

3(4)と同じ

- (3) 入札保証金は、入札の終了後直ちに還付する。ただし、落札者に対しては、当該契約の締結後に還付する。
- (4) (3)ただし書きの規定にかかわらず、落札者の入札保証金は、落札者の申出により契約保証金に充当することができる。
- (5) 落札者が契約を締結しないとき、落札者が納付した入札保証金は県に帰属する。

11 契約保証金

(1) 契約保証金の納付

落札者は、契約額(月単価)に60(賃貸借期間の月数)を乗じて得た額の100分の10以上の金額の契約保証金を契約締結までに納付しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便貯金銀行の発行する振替払出証書、郵便貯金銀行の発行する為替証書の担保の提供をもって代えることができる。

(2) 契約保証金の納付を免除される者

ア 次の(ア)又は(イ)の書類を契約締結までに提出し、審査の結果、免除と認められた者

(ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約証書

(イ) 10(2)(イ)と同じ

イ 審査資料等提出場所

3(4)と同じ

12 入札書の書き換え等の禁止

入札書の書き換え、引き替え及び撤回をすることはできない。

13 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

ア 委任状を持参しない代理人のした入札

イ 入札公告に定めた資格のない者のした入札

(2) 入札保証金を納付しない者(免除された者を除く)又はその金額に不足のある者のした入札

(3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札

(4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札

(5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

(6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札

(7) 前各号に定めるほか、入札説明書等で指示した条件に違反すると認められる入札

14 契約書の要否

要

15 その他

- (1) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさないことと

なった場合は、県は、当該落札者と契約を締結しないことができる。

- (2) 当該入札案件の仕様について疑義がある場合は、令和8年3月17日(火)まで、秋田県平鹿地域振興局総務企画部総務経理課総務経理チームに文書で提出すること。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (4) 本入札説明書に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、秋田県財務規則等の定めるところによる。

16 問い合わせ先

照会及び回答は、原則として書面による。

秋田県平鹿地域振興局総務企画部総務経理課総務経理チーム

(電 話 0 1 8 2 - 3 2 - 1 1 6 4)

(F A X 0 1 8 2 - 3 2 - 8 3 4 9)